学 則

①商号又は名称	一般社団法人CREDO
②研修事業の名称	一般社団法人CREDO CREDO介護福祉学院 同行援護従業者養成研修
③研修の種類	「指定居宅介護等の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるもの」 (平成 18 年厚生労働省告示第 538 号) に基づく同行援護従業者養成研修
④研修課程	─般課程 ・ 応用課程 (実施する課程に○)
⑤事業者指定番号	82
⑥開講の目的	福祉業界において、障がい福祉サービス従事者の確保や育成は急務である。 同行援護従事者としてスキルアップを目指す従業者に対し、同行援護従業者養 成研修を行い、福祉人材の資質向上を図る。
⑦講義・演習室 (住所も記載)	講義・演習とも 大阪府枚方市楠葉並木一丁目 27番1号 サンルートビル 2階 CREDO介護福祉学院
⑧講師の氏名及び 担当科目	講師一覧表(別添2-2)を参照
⑨使用テキスト	同行援護従業者養成研修テキスト(中央法規出版) 2,400円(税込)
⑩受講資格	同行援護従業者養成研修を学びたいとの意欲があり、指定された日時の講義及 び演習に全て出席可能な 16 歳以上の方。 ただし、応用課程は一般課程修了者とする。
⑪広告の方法	チラシ、ダイレクトメール及び当法人のホームページ等で行う。
⑫情報開示の方法	下記ホームページにおいて情報開示する。 URL https//gakuin.kaigo-credo.com
③受講手続き及び 本人確認の方法 (応募者多数の 場合の対応方法 を含む)	受講希望者には、講座受講の案内、直近の研修カリキュラム、申込書等を送付し、受講手続きを行う。なお、本人確認については、受講申込時に本人確認書類(免許証、保険証、住民票、パスポート等)として当法人が定めた書類等を提出することにより行う。応募者多数の場合には、当法人が実施する次回開講講座を優先的に受講できるものとする。なお、応用課程のみ受講を申し込む者は、一般課程の修了証明書(あるいは大阪府が同等と認める研修の修了証)により受講資格の確認を行う。
④受講料及び受講 料支払方法	一般課程及び応用課程 35,820 円 (テキスト代、消費税含む) 一般課程のみ 26,600 円 (テキスト代、消費税含む) 応用課程のみ 15,600 円 (テキスト代、消費税含む) 【職員割引】 当法人が雇用する職員や職員家族は、受講料を5,500 円 (税込)割り引く。 【修了生割引】 当法人が実施する移動支援従業者養成研修修了者や実務者研修修了者は、受講料を5,500 円 (税込)割り引く。 【提携割引】 当法人と提携する法人、企業、団体等における職員や会員等は、受講料を3,300円(税込)割り引く。

	【学生割引】
	申込時に大学、短期大学、専門学校、高等学校に在籍する者は、受講料を 3,300 円 (税込)割り引く。
	申込書に必要事項を記入し、受講希望者からの入金により受講手続きの完了とする。 受講料等は指定期日までに当法人指定口座へ振り込むものとする。 なお、演習時の交通費、宿泊費、外食代は上記受講料には含まない。
⑤解約条件及び返 金の有無	1. 受講者都合による解約 開講日の前々日(2日前)17時までにキャンセルの申し出があれば、実費相当額及び振込手数料を差し引き返金する。 それ以降は、理由の如何にかかわらず受講料は返金しない。 2. 当法人都合により研修を休止した場合は、全額返金(振込手数料は当法人負担)もしくは当法人が実施する次回講座への受講料等へ充当する。 3. 本学則⑩「その他必要な事項」に記載した遅参の取扱いにより修了できない場合や退校処分の取扱いに該当した場合、返金しない。
⑩受講者の個人情 報の取扱い	個人情報保護規程策定の有無(有・無)個人情報に関する法律及びその他の関係法令を遵守し、適正な取扱いに努め、受講者から取得した個人情報に関しては、当法人が実施する講座に関する連絡・案内や運営において必要な範囲で使用する。法令に基づき開示または提出を命じられた場合を除き、第三者に開示等はしない。なお、修了者は大阪府の管理する修了者名簿に記載される。
⑪研修修了の認定 方法	当該課程のカリキュラムに全日程出席し、かつ、当法人がその修了を認定した者に対し、修了証明書を交付する。 研修の修了年限:3ヶ月
®補講の方法及び 取扱い	補講を含め、開講日より3ヶ月以内に修了すること。 補講は、次のいずれかの方法で実施することを原則とする。 1.同一内容の講義・演習を別の日に新たに設定し、個別の対応で行う方法。 個別対応補講費用:1時間あたり2,200円(税込) 2.当法人が開催する別の研修の講義・演習で再受講する方法。 次回講座への振替は無料とする。ただし、振替は原則1回とする。 3.レポート提出(1科目につき1,200字以上)で出席とみなす方法。 障がい者の人権を除く講義科目のうち、上限3科目までとする。 提出されたレポートの評価が、合格基準に達していること。 レポート提出における対応費用:無料。 ※「障がい者の人権」については、レポート提出や個別補講等は行わないため、当該 科目を欠席した場合は、修了することはできない。
⑨課程免除の取扱 い	次に掲げる研修を修了した者が当該研修を受講する場合、一般課程の受講を免除する。 1. 平成2年度から平成8年度まで大阪府が実施したガイドヘルパー養成研修 2. ガイドヘルパー養成研修(視覚障がい者課程) 3. 視覚障がい者移動介護従業者養成研修 4. 視覚障がい者外出介護従業者養成研修 5. 大阪府移動支援従業者養成研修(視覚障がい課程) 6. 大阪府盲ろう者通訳・介助者養成研修 ただし、いずれも受講料の減免措置はない
②受講中の事故等 についての対応	受講中における受講生の所有物の盗難や病気、怪我、事故等については自己責任とする。ただし、当法人の責めに帰すべき事由による事故等は、当法人が加入する損害賠償保険の保険限度内において対応する。
②研修責任者名、所 属名及び役職	氏名:今岡望 所属:一般社団法人CREDO 役職:代表理事

②課程編成責任者 氏名:今岡 望 名、所属名及び 所属: CREDO介護福祉学院 役職:学校長 役 職 ②苦情等相談担当 氏名:今岡 望 者名、所属名、 所属: CREDO介護福祉学院 役職:学校長 役職 及び連絡 連絡先:0120-928-909 (072-845-5455) 先 24研修事務担当者 氏名:笹谷 美礼 名、所属名及び 所属: CREDO介護福祉学院 連 絡先 連絡先:072-845-5455 ②修了証明書を亡 「養成研修修了証明書等の亡失・き損時の取り扱いに関する要領」に基づき証明書を交 失・き損した場 付する。証明書交付に係る費用:2,200円(送料・税込) 合 の取扱い 1. 遅参の取扱い 授業開始時及び終了時の出席確認ができなかった場合は、理由の如何にかかわ らず、その科目を欠席扱いとする。その際は、本学則⑱「補講の方法及び取扱い」 に基づき、補講を受けなければならない。 ただし、欠席科目が「障がい者の人権」の場合は、修了を認定することはできな いため、同スケジュール内において以後の授業を受けることはできない。 2. 退校処分の取扱い 受講者の申し出より認める。 また、以下の迷惑行為等があり、当法人が指導しても改善される見込みがない場合 は、退校処分を行うことがある。 (1) 講義中に大声を出す、また他の受講生、講師、職員に対して暴言や誹膀中傷行為 (2) 私語や講義に関係のない質問をする等して講義を妨害する 26その他必要な事 (3) 講師や事務局の指示に従わず、円滑な研修の運営を妨げる 項 (4) 他の受講生、講師、職員につきまとう行為、メール、LINE、電話等での度重なる 非常識な連絡 (5) 他の受講生、講師、職員に対して人権侵害(暴行、脅迫、虐待、セクハラ、その 他類似行為) (6) 当学院の教室、備品、教材等を故意に破損した場合 (7) 課題の提出期限を守らない場合。また、講義、演習において知識・技術が著しく 不足しており研修修了が困難と判断された場合 (8) 欠席、遅刻、早退等により研修カリキュラムの時間数を満たさない場合 (9) 免除科目となる資格証の提出が期限を過ぎた場合。または不正に入手、改ざんさ れたものを提出した場合 (10) その他、他人に迷惑となる行為 遅参の取扱いや退校処分に係る返金条件については、本学則⑮「解約条件及び返金の有

※1 大阪府からのお知らせ

無」に準ずる。

大阪府同行援護従業者養成研修事業実施要領第2の2(1)より抜粋 【内容及び手続きの説明及び同意】

事業者は、受講の受付に際し、受講希望者に対し受講するために必要な費用等 を明記した学則の内容及び研修を受講する上での重要な事項等を記載した書 面等を配布するとともに、その説明を行い、かつ、あらかじめ受講希望者の同 意を得なければならない。

※2 研修事業者の指定担当

大阪府 福祉部 地域福祉推進室

福祉人材・法人指導課 人材確保グループ

電話:06-6944-9165